

令和4年8月4日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和4年8月4日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長

菅原 善幸 副委員長

阿部 かほる 委員 小高 洋 委員

土見 大介 委員 志賀 勝利 委員

欠席委員（なし）

事務局出席職員氏名

事務局 長 相澤 和 広 議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤 聡 美

会議に付した事件

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」

- ・契約事務について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 では、皆さんおはようございます。

では、ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者はありませんね。

これより議事に入ります。

調査事件「契約並びに私有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」の契約事務についてを議題といたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。

皆様のテーブルの上に、左側かな、あります資料は、前回の委員会で、右側ですかね、真ん中にあるやつは、前回の委員会でお話しさせていただきましたとおり、これまでの皆様の御意見や改善案をまとめた調書、下請法の抜粋であります。本日はこの資料を使って議論を進めてまいりたいと思います。皆様の左側にあります資料につきましては、志賀委員から配付の申出がありましたものになります。こちらの資料につきましては、後ほど志賀委員から説明いただきたいと思います。

それでは、右側の資料、問題点や改善案をまとめた表について説明させていただきます。

これは、前回委員会で皆さんの意見が出されました。それで、委員長、副委員長、それから志賀委員を含めてまとめさせていただくということで了承を得ました。この内容については、石垣議事調査係長がいろいろまとめてくれたやつに、私の意見やら訂正箇所を入れて盛り込んだ部分がありますが、資料を作らせていただきました。それを基に、先日、委員長、副委員長、そして志賀委員と3名で審議させていただきました。その内容がこの今後の方針案であります。この方針案について説明させていただきます。

まず、1番として、下にいろいろ問題点、改善策、それから理由が書いてありますけども、1番の部分、今後の方針案の真下の部分ですね。当局へ契約全般のガイドライン（手順書）と入札の手順書の作成を依頼すると。随意契約のガイドラインは数年前につくったやつがありますので、これにこの改善点を入れさせてもらおうと。それから、この全体的なガイドラインというのはないんですね、手順ね。これをつくっていただくと。それから、入札の手順についても作成いただくと。そして、プロポーザルガイドライン、これはもう既につくってあるらしいんですが、もう一つやるということなので、これにも改善案、これを盛り込んでいただくというようなことです。

2番目については、この改善案をそれぞれのガイドラインに、今説明しましたが、入れ込んでもらうというところです。1番から13番までありますが、これは今までに皆さんから出された意見の要約です。説明させてもらいますと、まず1番目に、この中に特別に私入れさせてもらったのは、どの契約に含むのか、この種別というところも入れさせてもらいました。契約全般なのか入札関係なのかといった内容について入れさせてもらっています。それから、問題点、改善案と。どうしてそういうことを載せたのかという、今までの事例とかを右側の理由の項目に載せています。

まず、No.1になりますけども、ホームページで入札公告情報を探しにくいと。これは教育委員会の関係だったと思いますね。理由に書いてありますけども、教育委員会発注のエアコン設置契約において、市ホームページの掲載が入札情報のページではなく教育委員会のページに掲載されていたため、入札情報を得られなかったという声があります。これについての改善案については、入札情報は市ホームページの中、同じページ、ほかの工事と同じように一括してホームページに掲載してもらおうと。

それから、2番目、入札、プロポーザル、見積り徴収参加者数が少なく、競争が十分に働かないと思われる事例があると。これはどういう意見が出されたかという、他市事例を調査したところ、独自に入札公告期間を長くする取扱いを行っている市が県内にはあったためと。隣の多賀城とか数件ありましたよね、そういうところね。改善案としては、参加者の負担を軽減することにより参加者数を増やす目的で、入札公告期間等を長くする取扱いを行うと。公告時間を長くすると。有資格者の配置など特殊な入札参加条件が要求される契約案件についても、入札公告期間等を十分に確保することとすると。これは環境課関係で何か資格が必要なやつとかありましたよね。急にこんな資格がぼんと出てきてもあれなので、もうこういうものについては、少し長期間というか長い時間、大分前にそれこそしていただくと。

3番目については、契約形態について市の説明が途中で変わったことがあるという、これは瓦礫やらと、何でしたっけ、何とか雇用創出事業あれの関係だったと思います。理由として、議会に対して単価契約であると説明があった契約が、後日総価契約であったとの説明が変じた事例が過去にあったため。これは今回の中身として出す必要があるのかなというね。改善案としては、各契約においてどの契約形態を立てるのか書類上明記することとする。でも、これは読めば分かりますよね。

4番目として、財産の売払いで契約規則が守られていないと思われる事例がある。これはど

ういう理由かという、財産の売払いで随意契約の範囲となる金額、ここには30万円が守られていない事例が過去にあったという意見があったため。改善案としてはどうするのかという、契約規則第14条、随意契約の範囲について、範囲金額を具体的に記載した上で、遵守事項であることを手順書等に明記することとする。

5番目、公平公正な契約を行うことに留意しながら、災害時などに活躍できる地元事業者を参画しやすくさせ、育成していく必要がある。どういった理由かという、もう既に本市においては総合評価落札方式において地元への貢献を評価しているところであるが、他市の事例を確認したところ、本市にはない評価項目を採用するなどしており、さらなる工夫の余地があると思われるということで、どういった改善案かという、総合評価方式の導入を推進しつつ、評価項目については、地元への貢献度を広範囲に評価していくこととすると、そういった要望です。

6番目、プロポーザル方式での選定について、恣意的な評価になっていないかどうか疑問がある。どういった理由かという、非公開かつ市職員のみが評価するケースについては恣意的な評価になっていないかどうかチェックできないためということが出されました。改善案としては、選定過程を公開することや、評価者に市職員ではない第三者を含めるなどの改善を行う。

7番目、災害時の入札契約ガイドラインを設けるべきではないか。理由といたしまして、東日本大震災の際にリース契約とすべき契約を購入契約で行うなど、適切ではないと思われる案件が見受けられたためと。これに対する改善案としては、国土交通省災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインを適用するなどの規定を盛り込んでいただくと。

8番目、下請の権利が守られていないのではないかと。これの理由については、下請の権利を明記することによって、立場の弱い下請の生活を守る必要があるためということが出されました。改善案としては、下請代金支払遅延等防止法（下請法）の遵守及び特に留意すべき点を具体的に明記すると。下請法で定められているものは元請の責務（親事業者の遵守事項）であり、もし行政として関わるとすれば、契約書類に下請法の遵守を盛り込むことになろうかと思われる。遵守することをここに盛り込んでもらうと。

9番目、契約の履行確認のポイントを具体的に示す必要があるのではないかと。これについては、理由は、契約上、運搬トラックが通過する道路の清掃を行うこととしていたが、道路清掃を行うに当たり必要な道路使用許可を取っているかどうかチェックしていないケースなど、

正しく履行されていなければならない書類の写しが見当たらないケースが見受けられたため。改善案としては、契約履行確認に当たって客観的な証拠となる書類の写しなどを明示しておく。

それから、10番目、安易に随意契約を選択しないよう仕組みが必要ではないか。理由としては、安易に随意契約を結ぶことを抑止する必要があると思われるため。改善案としては、随意契約を選択する理由を確認する統一的なチェックリストを作成し、必ず実施させる。チェックリストですね。

11番、指名委員会が漫然と行われていないかという意見が出されました。理由として、議事録を後日確認できるようにすることにより、指名委員会に対するチェックが必要と思われるため。これについては、改善案としてはここにこういうふうに書いていますが、もうこれはされているということですね。指名委員会の議事録を作成することとする。もう作られていると。指名案件の内容と主な意見、結果を記載した会議の概要及び各案件ごとの調書を作成していることを管財契約課に取材済みだと。

12番、起案文書において起案日と決算日しか分からないと。理由としては、起案日と契約日が同日のものがあり、決算日に疑義があるとの意見があったため。改善案は、途中の決済者の決算日を起案文書に記載すると。

それから、13番、契約関係書類のうち、履行確認に必要な書類が不足していることがある。どういった理由かという、正しく契約内容が履行されているかどうか確認するための書類が不足していた事例があったため。改善案としては、履行確認に必要な書類のリストとチェックリストを作成し、書類の漏れが発生しないよう対策を講じる。結果として契約が正しく履行されていないという不正の発生防止につながると。

こういう内容で皆さんから出された内容を網羅いたしました。それで、網かけをつけています3番、それから11番。この3番については、今回のこの中には盛り込む必要はないのではないかと思いますし、11番目については、もう既に実施されているということが確認されております。ですから、今回はこの3番と11番を除く11項目について、随意契約ガイドライン、それからプロポーザルガイドライン、それから新たにつくっていただく契約全般のガイドラインないしは手順書、入札の手順書等に盛り込んでいただくという要望であります。そういった内容で皆さんの賛同を得られれば、次の委員会は総務人事課、それから管財契約課の方を招いて開催したいと考えております。各委員からの意見がありましたらご発言をお願いします。志賀委

員。マイク使ってください。

○志賀委員 委員長から今、網かけについて必要ないんじゃないかという話でしたけども、必要ないですか、本当に。

○鎌田委員長 ないんじゃないですかね、一番最初の契約の内容を見れば分かるのかな……

○志賀委員 意味が分かっていないんじゃないですか。はっきり言って、この内容について、私一切意見言っていないんです。先日の会議の中で、私の意図するところと全く違ったものですから、資料に作り方について。議論が終わって、これについて、何も私の意見は入っていません。

それで、例えば、3番の契約掲載について、何でもかき出してきたかという、結局2つの裁判で、議会に報告している契約方法と裁判で塩竈市が申し立てた契約方法の違いが出てきたということが一番の問題点なわけです。ですから、議会に対する説明と裁判に当たっての契約の説明が違っていたら、議会としてはこの点を問題として当局に本当は追及しなきゃいけないなと私は思っているわけですね。過ぎたことだから今さらどうにもならないですが、ただ、そういうことが起きないように契約上どうすべきかということをおはちゃんと定めるべきだと思っているわけですが、その点についてはどうお考えですか。

○鎌田委員長 そうすると、契約書の中に項目を設置していただいて、単価契約なのか総価契約なのかを丸印つけるとか記入するとか、そういう形がいいということですか。

○志賀委員 私はそういう議論をするために、前回の委員会でこの前に書いていたガイドラインを基として、そのガイドラインに基づいてこの問題点をガイドラインの中に当てはめ込んでたたき台をつくったらどうですかという意見を私は言ったつもりなんですけども、委員長のお話ではこういうものでいいんだという捉え方という、当然私の意見の内容と出てきた資料が違っていただけですね。だから、これについては、私は一切まだ意見を言っていないので、これからガイドラインを作成するに当たってそこにいろんな意見を当てはめ、足して、それでつくっていただければと思うんです。これを足して役所に勝手にただつくれやということだけでは、十分なものにはならないのかなと感じております。

○鎌田委員長 まず、話の1番目は、この3番目の項目が違っているということでしたけども、これについて、皆さんの意見ありますか。盛り込む必要があるのであれば、これも先ほど言ったようにもう最初から単価契約なのか総価契約なのか明示する項目を設置してもらおうということになるかと思うんですよね、出すとすれば。各委員の皆さん、いかがですか。

（「ちょっといいですか」の声あり）志賀委員はお聞きしたので、皆さんの……

○志賀委員 委員の方々が何が単価契約だか随契だか分かっていないと私は思うんですよ。どう違うことやっているのか。単価契約、これは東日本大震災ですよ。それと確定契約という問題があるわけですね。そういった問題の一つの事象に対してこの委員会でちゃんと議論を重ねて、それを防ぐためにどういう文言が必要なのかということ私は議論すべきであると思っているわけです。ですから、私は私なりの別なやつに一応ガイドラインもどきのたたき台をつくって、それでここに、これを基に皆さんで議論していただいて、それでいろんな文言を盛り込むとか削除とかということをしていくのがいいのかなと思っているわけですね。

○鎌田委員長 今出された意見で、大きく2つあると思うんですよ。この3番目の項目の取扱いと、それからもう一つは、この間の委員会で決めさせてもらって皆さんから了承を得たと思うんですが、3人でこの案をつくってこれを出すということでこの間の委員会では皆さんから了承を得ました。志賀委員は勘違いされているというか、自分の言ったことと違うのでそういうふうに思われるかもしれませんが、そういう形でこの間は進めさせていただきました。それで、3人で最終的にこれを確認して、3人でこれをつくったというか、今回提出させていただいた。

○志賀委員 私はこれ入っていませんからね。

○鎌田委員長 いやいや、来たっちゃ、何だや。

○志賀委員 了解していないもの。納得、了解、全然見てないですもの。

○鎌田委員長 見てないといったって、あそこで全部読みながら1人ずつ意見交換してやったではありませんか。

○志賀委員 じゃあ、もっと言いますね。あと、7番、災害時の入札契約ガイドラインというところなんですけど、これは私が問題にしたのは入札でなく随意契約なんですね。（「随意契約」の声あり）随意契約です。重点分野雇用対策事業。

○鎌田委員長 じゃあ、この項目種別は全部ではなくて随意だと。

○志賀委員 随意契約で問題だと。

○鎌田委員長 のみだと。

○志賀委員 入札は入札で……

○鎌田委員長 でも、これ全部に関わってくることでもあるんじゃないですか。

○志賀委員 それもあるけども、だから……

○鎌田委員長　じゃあ、全部の扱いでいいんじゃないですか。

○志賀委員　入札方式の適用ガイドラインを準用するということが書いてありますけども、これは主に随意契約のことを取り上げて、単価契約とあと概算払い契約と。要するに、単価契約だったのが総価契約になったり、概算払い契約だったというのが確定契約だったりというふうになった事象があったので、そういうことを防ぐためにどういうガイドラインをつくるべきなのかなというご提案ですね。

それと、あと11番の指名委員会の件については、指名委員会の会議規則みたいなのを見たら、一応持ち回りの会議ということも確保しているというふうに書いてありました。ただ、そればかりが多用されると、持ち回りの、そうすると議事録も作成できないわけですよ。そして、やっぱり指名委員会が役所の人たちだけだと、1人のトップの責任者の恣意的な方向に行かざるを得ないと思いますので、そういうものを防ぐために指名委員会をどうすべきかということもやっぱり委員会で議論していかないと、ちゃんとした運営はできないのではないかなと感じるわけです。ですから、これがもう完全に終わっているからこれは要らないんだという話では私はないと思います。

以上です。

○鎌田委員長　7番については、そうすると、ここに契約全般と書きましたけども、この問題点の中に主に随意契約だということでも括弧書きでもしたほうがいいんですか。

○志賀委員　いやいや、いいですか。私の言い方間違っている。契約全般、入札も当然ガイドラインが必要なんでしょうけども、契約全般でその中の随意契約が特に重要だよということですよ。

○鎌田委員長　ですから、問題点の中の入札契約ガイドラインと書いていますけども、ここに括弧して主に随意契約という項目ぐらい入れればよろしいですか。

○志賀委員　そういうことですね。

○鎌田委員長　あとは、11番については、持ち回りの場合があったということですけども、これは持ち回りの場合は議事録というのはもちろん出されないわけですか。それとも、持ち回りでこういうことで決まったということ……（「実際に見ていないから、ちょっと分からない」の声あり）分からない。そうすると、ここに持ち回りは認めないとかそういう話ですか、そうすると。

○志賀委員　だから、そういうところをやっぱり担当課と我々が意見交換していかないと、我々

の感覚だけでは勝手に決められないんだから、やっぱり意見交換が必要だろうなと思うわけです。

○鎌田委員長 そうすると、11番については、取りあえず上げておいて、その実態をお聞きして、それでこれを上げる、上げないを決める形がいいですか。

○志賀委員 進め方として、これが最後のあれじゃなくて、ちゃんと別にこういうガイドラインを我々はつくって、それに文言を落とし込んで、それで役所の方々がそのガイドラインの書き方について、いやこうだ、ああだという意見を交換しながら進めていかないと、なかなか先に進まないんじゃないでしょうかと私は考えております。

○鎌田委員長 それについては、前回の委員会で3人で決めさせていただくと。それを提出するというので皆さんの了承を得ました。実際、これを運営する職場というか、そこで本来だったら、これはマニュアル的なものですから、チェックリストやらマニュアル、これは我々が作るものではなくて、やっぱりその職場で作るものであって、それに私たちは注文して、これを必要項目として入れてくださいよという要求を出すわけですね。それを出したらそれで終わりかといったら、そうではなくて、できたものをまたチェックさせていただくという次の行程がありますので、ですからその心配する部分については、問題ないのかなと私は思いますけども、いかがですか。ほかの委員の方のご意見もお聞きしたいところです。では、土見委員。

○土見委員 まずは、資料作成ありがとうございます。

まず、この網かけしてある部分からなんですけども、3番については、この内容からいえば、僕は単純に契約の項目のことは明記してもらえればいいと思います。なので、そこは抜かないでやってもらえたほうがいいかなと思っております。

11番についてなんですけれども、これは先ほど志賀委員からご指摘があったのと僕も同意見ですね。多分、例として挙げたのが教育委員会のエアコンの話か何かだと思うんですけども、やはり急ぎの案件だったのでということで全部回覧というか持ち回りで判こだけついていったという話だったので、実はその後改善策がちょっと出ていない可能性があるんで、ここはまず一回当局と話をして、実際のところを見なきゃ改善案を求めることは難しいかなと思っております。

3者でこの資料を作ってもらおうという案に関しては、こちらから何とも言いづらいところがあるので、そこはしっかりこういうことのないようになんですが、全体の今後の流れに関し

て、まずこの改善案、たたき台をつくっていただいたのは非常に感謝しております。分かりやすくなったかなと思いますが、これをこのまま当局に出してしまっただけでは現状との差というのも、うちはあくまで机上の話なので、それをまず当局に対して、一回こういうふうに出そうと思うんだけどという段階でまず当局を呼んで実態とすり合わせるというのが必要だと思うんです。その後この改善案をブラッシュアップした上で、ガイドラインは当局でつくってもらってもいいと思いますけれども、それと同時に、志賀委員がご指摘されていたのは我々のほうでちゃんとチェックする目を養えという話なんですよ。なので、その部分に関しては我々がガイドラインをつくるという過程で勉強すると志賀委員はおっしゃっていたんですけれども、その方法がいいのか、それともあっちでガイドラインをつくってもらっているものと並行して我々で別途勉強するのがいいのか、ちょっと悩ましいところなんですけれども、ガイドラインという実際のものをつくるということを考えると、当局でつくってもらったほうがいいのかなと、テクニカルな部分もありますので、というふうに私は思っております。

以上です。

○鎌田委員長 ほかがございますか。小高委員、いかがですか。

○小高委員 お疲れさまです。大変なまとめ方をいただきましてありがとうございました。

それで、3番のところ、まずは網かけの部分で伺いたいんですけども、過去の事例によっては様々あったかと思うんですが、一般論的にこれはもう明記しておけば非常に分かりやすいものになるので、契約形態についてというところ、ここに問題があると明記するというのは、これはあっているのかなと思っております。

それと、あと指名委員会、11番の関係なんですけど、今現在その概要等については、作成されているということだったんですけども、何となくつくってはいるけれどもつくっていないやつもあったりなんかして、ちょっと曖昧な形になっている部分もあるのかなという思いもあって、改善案の段階では作成することとするということで入れさせていただいて、その上で当局を含めたすり合わせの中でどういう形がいいのかというのを落とし込んでいければいいのかなと感じています。

それで、ガイドラインそのものを一体どうするかというお話だったんですけども、自分で最初に全部つくって当局にはいという形だと、なかなか実態と合わない部分等々いろいろ出てくるのかなという心配もあって、また、実際の実務を行っている人たちがやっぱり最初の

部分はつくるべきなんじゃないかなと思います。その上で、できましたと、ああよかったねということではなしに、じゃあこういうガイドラインでどうですかという形での改めてのこの改善案のどういうふうに入ったのかとこころを含めての議論というのが、当局につくっていただいた上で、あるいは、そのさなかでそういう形が取っていければ、一定こっちの思いも入ったガイドラインというのできるのかなと感じています。

○鎌田委員長 ありがとうございます。阿部委員はいかがですか。ない。菅原委員は。

○菅原副委員長 ありがとうございます。それで、今回出された改善案についての13の項目がございますけども、この間も3人でお話合いをして説明いただきました。その中で、3番と11番のやはりこの懸案、前からずっと出ているんじゃないかなという部分がありましたけども、当初の目的というのはやはり随意契約に関することも含めて契約に関する改善案という形で取り組んだ部分がありますので、まずはその3番と11番がちょっと外れるんじゃないかなということで今回提出されたわけですけども、やはりこの全般的にガイドラインに関して、我々、平成27年、随意契約のガイドラインというのがつくられたわけなんですけども、それまではなかったと思います。それで、随意契約のガイドラインとなると随意契約のガイドラインだけなのかなという部分がありますので、この随意契約の契約じゃなくて、ガイドラインそのものを契約に関するガイドラインというのをつくってもらおうということで、今回ずっと我々5回ぐらい多分議論してきたわけなんですけども、そういうふうなことで、今回直に当局とのやり取りを含めてここに書かれた部分が、できる、できないというのはいろいろ多分当局でも考えがあるので、まずそれを提案、改善案として提出できればなというのがございます。

それから、直接つくるか分かりませんが、このガイドラインをうちでつくっていくかというのは、また委員会として、つくっていくのは別物として、やはり当局でしっかりと認識してもらおうということを前提に行っていただきたいというのがございます。これだけのものが新たに追加されるというのは、本当に契約の地元の業者さん、また、公平性含めて、今回コロナにかかっている中での行政の在り方というのも、企業さんが大変な中で入札できるような体制も含めてやはりいい方向で持っていけるようなガイドラインをつくっていただきたいなと私は思っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 ありがとうございます。

そうすると、まず大きなところで、この方向性ですね。契約の今問題点を項目挙げていましたが、これはやっぱりガイドラインに反映させてもらうという形ではみんな大方言っているものかなと思います。ただ、この中で3番と11番の取扱いがありますけども、今の話を聞くと、契約書の中にこういった内容も盛り込んであればなおいいとは言える、3番目についてはということでした。

あと、11番については、過去に持ち回りの会議があったからこうとばかり言えないんじゃないのということですよ。ですから、これについては、じゃあ入れましょうか、この要求の中にね。そして、この11番については、このほかに過去に持ち回りの会議があったためということを入れていただいて、あと改善案としては、議事録をしっかりと作成すること。この項目だけで終わらせると。下の指名委員会の内容と主な意見、結果を記載した会議の概要及び各案件ごとの調書を作成していることを管財契約課に取材済みということをしちゃうと。

あとは、3番に戻りますけども、契約書の中にこの契約形態が何になるのか項目を設けてもらうと。明記するのか、どういう表現がいいんですかね。明記するでいいんですかね、このままね。（「委員長」の声あり）はい。

○志賀委員 このまとめたやつを、中の項目がいいとか悪いとかじゃなくて、こういう意見が出たんだから、この意見に沿ってどうやって入れ込んでもらうかということだと思うんですよ。ここで何もこれを除くとか除かないとかという話ではないと思うんですよ。

それと、私はこういうことになるから話がまとまらないからたたき台としてこういうものをつくって、これに対して文言をどういうふうにするかということ、危惧したのでそういうものをつくったわけです。だから、別に役所の人に頼むのもいいんだけど、我々は我々でたたき台というものをちゃんとそこにつくって、問題を共通認識して文言を入れ、我々なりものをつくって、それと当局とすり合わせをして、当局でこういうふうに表示したらいいんじゃないですかということのでくり上げてということをしたほうが私は作業がその分進むのではないかなと思います。これだけだと、中身をよく認識できないまま、ただいいか悪いかだけの話になっちゃうでしょう。そうじゃないと思うよ、私は。

○鎌田委員長 ちょっと繰り返しになりますけども、前回の委員会でまとめたものを出すと。そして、つくってもらうのはそれぞれの使ういわゆる役所の方々だと。そういうことでこの間はまとめさせていただきました。志賀委員は反対であろうけれども、そういうふうにご決定さ

せてもらいましたし、ほかの皆さんもその内容で了承を得ているものと私は思っていますが、いかがですか。ですから、本来、ガイドラインやら手順書、そういったものについては、作業マニュアル的なところがありますよね。それは実際に使うところで作るものであって、我々が押し付けるものではないと私は思うので、ただ要求としてこういう項目はぜひ今まで問題点があったので網羅してくださいよという要求ですね、今回はね。そういう形でいこうと思っているわけですが、大方皆さん賛成いただいているものと思っていますが。

○志賀委員 納得したわけじゃないもん。そういうことでなくて、ちゃんとここで言えることを。

○鎌田委員長 決を採るしかないかな。（「指名してもらって」の声あり）

じゃあ、こういう形で、先ほど言った3番も11番も一部訂正して盛り込んで、13項目をいわゆるガイドラインに盛り込んでもらうよう要求していくということに……

○志賀委員 その前に私質問あります。

○鎌田委員長 いやいや、だって決採ってくださいって言ったんじゃないですか。（「指名してください」の声あり）

○志賀委員 委員長は……

○鎌田委員長 ちょっと待ってください。

○志賀委員 委員会をつくる必要ないと言っているんだけど、本当にそうなんですか。まずそこから始めてください。たたき台を委員会としてつくる必要がないのかあるのかといったところから始めてもらえませんか。（「委員長、いいですか」の声あり）

○鎌田委員長 ちょっと待ってくださいね。だから、この間何度も話したように、これ使う人たちがつくるものであって、我々がつくって押しつけるものではないと私は思うわけですよ。そして……（「委員長は……」の声あり）だからそれについて、今から意見を聞くんですけども、皆さんのね。それで、この間この項目をつくって、それを皆さんで了承いただいてそういった要求を出しましょうということで進んできました。ですから、これについて、今異議を志賀委員は唱えているわけですけども、決を採りたいと。

○志賀委員 だから、もう一回聞いてください。皆さんがこういう資料を求めて了解したのか、まずそこを確認してください。（「ですから……」の声あり）これでいくのかどうかというのを確認してください。

○鎌田委員長 ですから、この内容の是非も含めて最終的には決を取りたいと思うんですけども。

○志賀委員 こういう資料を作るって、皆さんが了解したならそれはそれでいいですよ。私は少

なくとも違うので、その辺はそうですかということ、委員長が思うんじゃないかと、皆さんがどうだったんですかというのを確認してください。

○鎌田委員長 確認していきますか。

○志賀委員 そうしてください。

○鎌田委員長 まず副委員長、お願いします。この提出方法でいいのか。

○菅原副委員長 先ほどお話ししたとおり、随意契約に関するガイドラインがちょっとなかなか見えないところがあって、守られていないというのがやはり志賀委員からも多分出たと思うんですけども、それを強固にしていくということだと思います。この中で、やはりこの項目が5回にわたっているいろんな皆さんから意見を聞きながら改善案を含めてまとめ上げたのがこの13項目と私は認識しているんですけども、これをどうするかということで、次に当局に投げかけて、改善案で我々の委員会でもとめたんですけどもどうですかと、これは間違いないと私は思っておりますので、ぜひともまずこの方向をきちっとしていかなければいけないのかなと私は思っております。

○鎌田委員長 土見委員、いかがですか。

○土見委員 この問題点、改善点、それから理由というふうにとまとめたかどうかというのは、多分、たしか僕が提案したかと思うので、まずこの形にしてもらったのはいいとは思っています。ただ、ちょっと皆さんで多分認識が違うのが、前回の委員会でじゃあどこまで決定事項として決めたんですかというところが多分認識の違いが大きいので、まずはちょっと事務局に前回どこまで決めたの、一番最後の委員長の確認のところどこまで決めたかというところをもう一回説明していただいたほうがいいかなと思っております。今後の方針の部分に関しては僕もいきなりこれでいくのはちょっとなと思っておりますので、まず事務局に前回の決定事項をおさらいしてもらってからかなと思っております。（「ちょっと休憩していただいて」の声あり）

○鎌田委員長 議事録はありますか。（「休憩して……」の声あり）じゃあ、議事録は使えると。（「今持ってきます」の声あり）分かりました。

じゃあ、その前に意見だけ聞いて休憩にしましょう。小高委員、お願いします。

○小高委員 今回、こういう形で項目だけ抜粋した改善案ということで、土見委員のおっしゃるとおり、じゃあ次でここまでやってねというのは、そこはぜひ確認いただきたいということ。あと、志賀委員がおっしゃるガイドブックをこちらで作るとというのが、ここの方針というの

は契約全般のガイドライン手順書と入札の手順書の作成を依頼すると書いてあるんですね。

○志賀委員 私は作ると言っているんじゃない。たたき台をつくって基本の土台にしたらどうですかということ言っているだけ。

○小高委員 だから、そのたたき台というのがどこまでのレベルのものを求められているんだろうと。例えば、向こうにつくってもらうことを前提として、じゃあそれについて、その中にこれを入れてくれ、これもある意味では一つの大分薄い形のたたき台ということにもなるのかなというふうに思っていますし、恐らくこれ、志賀委員が作っていただいてこれから説明いただくガイドブックなんですよ。こういう形でこうって網羅したものをつくるのがいいのか、何かちょっと悩ましいところだなと思っているんですけども、私なんか本当に素人なので、じゃあ逆にこれでどこまで私たちが問題にしてきたところ、それ以外にガイドブックとして必要なものってたくさんあると思うんですよ。それがどこまで網羅できているのかなというのが、私ちょっとこの場で何とも言えないので、なかなかこっちである程度まとまったものをつくるというのができるのかどうか、ちょっとその辺りを議論しなきゃいけないかなというふうに捉えました。

○鎌田委員長 阿部委員はいかがですか。いやいや、それどっちか言ってくださいよ。賛成なのか反対なのか、それぐらいちょっと言ってもらわないと、委員会のあれとして困りますから。いやいや、今ほかの意見を聞いているところです。阿部委員、いかがですか。賛成、反対ぐらい言ってください。

いや、これでいい、悪いぐらいは。

○志賀委員 違うよ、（「だから、その……」の声あり）こういう資料を求めてお受けしたんですかという、その認識はどうか一応確認してくださいという話だよ。

○阿部委員 賛成、反対と言われますと大変困るので、あまりにもそれでは意見にならないので、皆さん今お聞きしました、たくさん意見をね。それぞれにやっぱりいろいろ捉え方というか、そういった面もありますね。まとめていただいたのはとてもいいと思いました。この中で大事なこともたくさんありますし、ですから、やっぱり当局でつくっているガイドラインがあるはずなので、そこに不足しているものとかそういったものも一応チェックして、この中身として足りないところを補っていくというのは私たち委員会としては大事なんじゃないのかなと思いました。よろしくお願ひしたいと思います。

○鎌田委員長 ちょっと休憩取る。すぐ行く。すぐですか。（「はい」の声あり）

志賀委員が言われた、あと土見委員が言われた、この間どの程度まで決めたのかという議事録を、配付できるんですかね。（「口頭で」の声あり）口頭でまず読み上げて。じゃあ、相澤事務局長。

○相澤事務局長 それでは、最後に委員長から確認をされた内容については、3月24日に上げられた論点、それから本日志賀委員から提出された問題と、これを含めた原因、それから対策、そしてガイドラインのどこに盛り込むかを委員長、副委員長、そして志賀委員の3人でまとめていくということを確認したということで、今回、その3人で出したのがこの表ということでございます。

以上です。

○志賀委員 だから、ガイドラインのどこに盛り込むかという話なんですよ。

○鎌田委員長 だから、随意契約のガイドラインと、それから、今もうプロポーザルのガイドラインができているようなので、それに盛り込んでもらおうと。そして、ほかの契約全般のガイドラインというのはないので、それは手順書なりガイドラインをつくっていただくと。それから、入札についても、手順書を作っていただく。それに盛り込んでもらおうということです。

○志賀委員 私は違うと思います。ガイドラインの話。当局で出してきたガイドラインを基準にして、ガイドラインの話をしているんだから。だからいいよ、それはそれで、これからどうするかということを今決めましょう。結局皆さんの認識が違うんだから。だから私何回も念押ししたの。違っているなと思って、認識が。だけど、結局は変わらないのな。ガイドラインにどうやって盛り込むかということを行っているんだけど、結局はそうじゃなかった。

○鎌田委員長 どうやってというか、だから当局に説明してこの項目を盛り込んでもらおうと。

○志賀委員 それを利用しましょうと言っているだけだから。（「暫時休憩して」の声あり）

○鎌田委員長 休憩したいと思います。

午前10時50分 休憩

午前11時20分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

志賀委員の提出いただいた資料の説明を求めます。

○志賀委員 お疲れさまです。

一応、タイトルは塩竈市契約業務ガイドブックというタイトルになっていますけども、これ

ただちょっとついただけ。一応、前に出てきたガイドブックの資料を基本的に引用しています。

まず、契約種類というのは、地方自治法で定められており、売買、賃貸、請負契約、この中には一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売りの4種類があると。そのほかに、その他の契約として、運送、保管、印刷等各種業務の委託契約もあるというところがここに書いてあります。

それから、発注事業の公告方法とその期間というところで、これは一応検討事項というところに赤字で表示したんですが、残念ながらこれがなっていないので、公告の方法は入札、随意契約ともにホームページの同一ページにまとめると。これは改正案が出ています。公告の方法は入札、随意契約ともに塩竈市役所前の掲示板にまとめて掲載すると、これもうたっております。入札物件については、発注額・発注内容に応じて入札参加しやすい期間の設定を設けると。これは、こういう案として考える。だから、金額によって当然設定、見積りする時期が変わってくると思いますので、こういうところは担当課と相談しなきゃいけないだろうと。随意契約については2者以上の相見積り徴収を原則とするとともに参加しやすい期間の設定を設けるということですね。受注希望事業者が閲覧しやすい環境の整備をと。

あと、契約方式について。

一般競争入札、3,000万以上。公告によって不特定多数の者に参入機会を与える原則的な契約方法である。これはガイドブックに書いてあります。発注金額により公募日から入札日まで十分な期間を設ける。これは検討事項ということですね。それと、指名競争入札です。一定条件の下に特定多数の者の競争入札を限定して行う契約方法だと。これはガイドラインに書いてあるとおりです。そして、これの問題解決としては、発注金額により公募日から入札日まで十分な期間を設ける。それから、指名委員会のメンバー構成の見直し、第三者参加型にしてはどうかという提案ですね。

それと、随意契約については、地方自治法で例外的に認められているのは、単数の者より見積書を徴する特命随意契約という方式と、複数の者より見積書を徴する競争見積方式による随意契約という2種類あるということになっています。これも発注金額により公募日から入札日まで十分な期間を設けるべきではないかということですね。売買、賃貸、請負その他の契約で下記のとおり額を超えないときというのが、これは契約事項に書いてあります。ガイドブックに書いてあるとおりの内容です。

それと、随意契約に至る事由ということで、これもガイドブックに書いてあるものをそのままここに書いてあります。それで、下の薄い字になっているのはこれは赤字で、検討事項として、例外事由の妥当性については入札審査会にて審査してはどうかということ。それと、例外事由の見極めには十分な市場調査が必要であり、安易にこれらの方法を選択しないよう、選択基準を設ける必要があるということの注意事項ですね。

過去の不明瞭な随意契約としては、海岸通りのセレーノマンションの建設地1億5,000万円が1者見積り随意契約で売却された。これは塩竈市の規則であれば当然入札公募しなきゃいけないですね。それと、理由が定住促進のためということなんですが、これはこういう理由をつけて随意契約されたわけなんですね。事実があると。平成24年には、貞山地区の市営上屋、これが39万円で1者見積りで売却された。これにおいても、我々には2棟とも津波で解体したいというので、解体の予算をオーケーしたわけですが、後になって利用者が欲しいと言ったので売却したということになったんですが、解体する前にそんなのは本来利用者に聞くべきであって、何でこういうことをしなきゃいけない。こういった問題点を解決するためにはどうしたらいいのかということで、この契約内容を記載しています。

3のその他の契約方法についてということで、総合評価落札方式という方法があります。これは、価格以外の技術的能力を含めて総合的に評価し落札者を決定する方法になります。ここには地元への貢献度を評価点に加算するということが書いてあるというところがあります。

それから、単価契約。これは、内容または性質上その数量が確定できない場合に、その規格及び単位当たりの価格だけを決定する例外的な契約である。これは、一応法律に決められた表現になっていますけども、あと災害時の瓦礫処理のように、事前に数量が特定できないものについて予定数量を推定した上で作業遂行に必要な人工、使用機械等の単価を定め、期間を区切り、当該期間内の使用実績数に単価を乗じて得た金額の代金を支払う契約です。単価契約においては、請求書が提出されたときに支出負担行為になり、必要な書類は請求書になるというふうにここには書いてあります。契約事務規則等で発注の限度額が定められているが、限度額を超えて発注できるものもある。物品、委託、工事といった単価契約により使う契約帳票が異なるということで、下にその帳票の種類が書いてあります。

総価契約というのは、単価・数量及び契約金額が確定された上で行う契約で、地方公共団体の契約は総価契約が原則となる。単価契約の案件であっても発注限度額を超える場合には、必ず総価契約の手続を取る必要があると書いてありますが、この発注限度額の捉え方と書い

てありますけども、これは発注限度額が何を指しているのかちょっと分からないので、これはここに書いてあります。これは、また担当者が来たときに。総価契約においては、契約締結が支出負担行為となり、支出負担行為に必要な書類は契約書、請書、見積書となっているという、これは一覧です。下にはこれ赤字でまたクエスチョンマークのところ、浦戸地区のがれき一次仮置き場管理業務では契約書、見積書、請書は調査特別委員会には資料として提出されていないという事実があったと。震災時の瓦礫処理は発生数量が確定できないことから単価契約であるとの説明を東日本大震災調査特別委員会の場で佐藤 昭前市長はしていたが、裁判では総価契約であるとしているということで、こういった齟齬を防ぐためにどうしたらいいのかということですよ。

確定契約、これは契約金額をもって相手方に支払われる代金の金額を確定している契約を言い、一般確定契約のほか超過利益返納条項付契約がある。こういった契約の種類があるということを書いてある。この辺はガイドラインに入っていないです。

それから、準確定契約というものがあります。これは、代金の金額をあらかじめ定める基準に従い、契約金額の範囲内で確定する契約を言い、中途確定条項付契約、履行後確定条項付契約及び特定費目確定条項契約等がある。

概算払い契約、概算契約ですね。これは、前二者の契約方法によることが適当でないと認められる場合に、代金の金額を後日、あらかじめ定める基準に従って確定することとしている契約を言い、一般概算契約のほかに特定費目精算条項付契約がある。本契約の業務完了時には完了検査が行われ、当該費目の領収書等の付け合わせが必要とされている。これを明確にされていないんですよ、ほとんどね。これをちゃんと示したほうがいいのかなど。事例としては、東日本大震災の被災者の就業支援を目的とした重点分野雇用促進事業があったが、国の通知では概算払いにしろと示していたが、塩竈市は裁判で確定契約であったというところで、裁判の返還請求というのは却下されたわけですけども、ただ、その中には300万円の県から返還請求を求められて支払っている事実がある。ところが、300万円の返還したやつを塩竈市は補正予算で我々議会には提示してありません。1年過ぎた後で分かりました。こういうのを防ぐためにはどうしたらいいかということですよ。

それから、長期継続契約、会計年度の関わりなく契約する。これは、電気、ガス、水道、通信、不動産貸借、そういうのが該当するということですよ。

プロポーザル方式は、指名制と公募制があるということで、ここは薄字、赤字になっていま

すが、選定過程の公開、公正を期すために評価者に第三者を入れる。過去のプロポーザル方式では、議会を含めて公開されていない案件があったと。その辺りについては、議会に議員参加求めるんだけど、何か参加を求めずに秘密裏にやっているプロポーザルの発表会があるんですね。新規システム導入のプロポーザル方式においては、評価の際に同システムの導入実施団体の評価の確認をすること。これは何を言っているかということ、防災無線ですね。アナログからデジタルに変わったということで、5億円かけてデジタル化したわけですが、結局さっぱり聞こえないと。総務教育委員会だったので、長岡市に視察に行ってきました。そのとき、長岡市では4分の1かな、デジタルにしたんだけど思わしくなくて、デジタルをやめて防災だけに切り替えたということがあったので、先進地をきちんと視察していけばそういう無駄なことも防げたのではないかなという反省を込めてこういう問題提起をしています。

以上ですね。

あと、この次のはフローチャートですね。これは、この前頂いた資料にもフローチャートは書いてありましたけども、これは、契約までのフローチャートしかあれには書いていなかったもので、支払いまでのフローチャートをつくったほうがいいのかなと、我々議員のためにもですね。いろいろ見ていくと、起案というのが1つの事業の中で3つ出てくるんですね。まず事業をやる起案、その次に見積りを依頼するための起案、それで最終的には契約するための起案ですね。それで、そういうものがあるんですが、我々が議会で資料要求しているというのが一式出てこないんですよ。そういうチェックが議会で全くできない状況なので、こういったフローチャートをきちんと定めて明示したほうが、いろんな資料を要求するときに後々役に立つのではないかと、分かりやすいのではないかなということ、このフローチャート、委託契約の入札のフローチャート、それと、その次が随意契約のフローチャート、そして次がプロポーザルのフローチャート、こういうところ一応分かる範囲で書いたんですけども、これについてはやっぱり担当課の方に詳しく聞いて、このフローチャートのないところを埋めていく必要があるだろうと思っております。やっぱりチェック時に、これを見ればこういう書類が必要なんだと。そうすると、議会としても肝腎な資料要求ができますし、必要なものと必要でないものが分かりやすい。一つは、今になって気がついたのは、例えば、起案書に契約方法を書いてあるんですね。入札の場合は書いていないけども、単価契約は単価契約でね。だから、そこで一つ契約方法というのは明示されているわけですけども、あと、

なおかつ契約のときに、例えば契約書にちゃんと契約方法を明記する。それと、仕様書の中に、例えば瓦礫の処理の場合は、ほかの自治体では、出勤人数を把握するためにちゃんと集合写真を撮って、その都度報告書に添付していたんですね。ところが、塩竈市の場合は一切それがなかったということで、本当にその人が仕事やったのかやらなかったのか全く分からない。特に問題だったのは、人工の数量。実際我々が聞いたのは、本人たちが二組になって仕事をしてたと聞いていたんですけども、実際の請求では倍にもなって働いていることになっていた。そこで、この委員会では是非がもめた経緯があるので、やっぱりそういうことを防ぐためにはその使用者なりにそういうことをきちんとうたっていく必要があるだろうということも含めて、これをたたき台にして議論しながら、そういう問題点を指摘しながら、じゃあどう直していくかということ議論していけたらいいんじゃないかなという思いで作りました。

以上です。

○鎌田委員長 説明はこれで終わり。（「はい」の声あり）

じゃあ、質問等ございますか。いかがですか。（「すみません、もうちょっと追加します」の声あり）はい。（「8ページ」の声あり）ちょっとマイクを使っていただいて。

○志賀委員 8ページで、例えば……

○鎌田委員長 例えばって、資料どれですか。

○志賀委員 8ページ。

○鎌田委員長 これの8ページ。

○志賀委員 私作った8ページで、ここのところは、随意契約ではちゃんと契約書を書かされるんだと思うんだけど、結局そういった契約書が全然ないまま、協定書というもので何か全部代替をされている。下に書いてありますね。あと、金額の変更、それがその上に随意契約、塩竈市災害復旧連絡協議会で、各仮置き場の契約なんですけど、一番最初の支出負担行為書というものには8,100万と書いてあって、変更負担行為書、平成23年10月に1億8,000万。これが最終的な金額になるようなんですけど、こういった金額の変更をしたことが我々議会に明確に伝わってきていない。結果としては、この負担行為の金額を全額使い切っている、翌年の3月に。だから、各仮置き場の請求書を見ますと、年度末の請求額がそれまでの月の請求額の2倍、3倍になっているのが当たり前になっている。極端なのは新浜の公園の一次仮置き場、これが毎月1,000万から1,500万だったのが最終月は6,000万になっているんですよ。重機

がああ野球場に40台。人が、毎日作業員が50人働いております。というようなことが後で分かった。こういったことをやっぱり防ぐためにも、この仕様書に写真とか、それとあと請求書ですね。それに関しての請求書の中には重機とか、みんな契約書というか、請求書には全部細かく書いてありますので、十分にそれでチェックできるように、そういう作業も今後何かあったときには規定することも必要なのではないかなと感じております。

以上でございます。

○鎌田委員長 ご質問ありますか。なし。菅原委員。

○菅原副委員長 今の説明ありがとうございました。これも今回初めてガイドブックという形で、志賀委員が提案されたガイドブックだと思います。説明を聞きますと、やはり先ほどの、また戻りますけども、ガイドラインの改正案ということを含めて考えていくと、今回出されたものが、問題提起というのはいろいろ志賀委員の中でずっと出ていますけども、改善案というのがやはり6項目ぐらいしかなかったのかなという部分がありました。一つは発注の仕方と。ホームページの同一ページでまとめる、これは入っている部分で4つぐらいはもう全て前のやつに盛り込んでいる部分であった部分がありました。あと、2ページ、契約の説明もずっと入っていて本当に分かりやすくなって、問題提起もされて説明もされたんですけども、地元の貢献度とか加点として設定してくださいということで改善案もここに書いてあったんですけども、そうしますと、改善案がやはり大体説明で分かりやすく、私も確定契約とか概算契約とか説明文としての認識はしたんですけども、一応ガイドブックというかマニュアルを分かりやすく説明している部分かなと思いますので、今回の改善案の中に入れ込むことがあればそれを入れ込んでもらって、必要性があるのかなという部分がありますので、先ほど委員長からもありましたこれを含めて、変更に入れ込む部分があればしていったほうがいいかなと私は思っております。感想でございます。

○鎌田委員長 ほかございますか。いかがですか。小高委員。

○小高委員 じゃあどっちにするというところまでまだよく私は理解していないんですけども、この赤字であるとされたところがこの中身に大体入っているということなんですよね。そこを突き合わせてご説明いただくと、私としては分かりやすいかなということだったんですけども、先ほど委員長がおっしゃったように、ここでどっちというのは私の中で整理しきれていなくて、その辺りちょっとお聞きしたいと思うんですけども、これがどこに当てはまるのかというのを教えていただくと。

○鎌田委員長 今、小高委員の質問があるので、志賀委員、何か答えられるのであれば。マイクを使っていただけますか。

○志賀委員 1番については、ホームページ上でということで、私の書いた資料の1番に公告の方法についてはホームページの同一ページにするということを書いてありますよね。

あと、プロポーザル、見積書というこれについては、公告の方法は市役所の掲示板にまとめるそれと同じところのその公告の方法とその期間というところを書いてあるんですよ。

あと、契約形態についてというのは、単価契約についてというところで単価契約が何なのかということを中心に、3ページに単価契約ことが書いてある。そこに単価契約がどういうものかということについてね。

4の財産の売払いは、2ページの下に過去の不透明な随意契約例というところを書いてあって、ここに一つの例を書いてある。だから、守られていない例を書いています。

5番目、公正公平な契約、総合評価落札方式というのは、これは3ページ目の一番上、総合評価落札方式というものがどういうものであるかというのをここに書いてありますね。

それから、プロポーザル方式については、4ページの最下段に書いてありますね。

それから、契約全般については、これは随意契約のところ、3ページの単価契約、それから総価契約というところでのここに書いてあります。その赤字で浦戸地区を例として書いています。それから、下請権利が守られていないのではというところは、これが抜けていることになりますね。10ページにありました。

○鎌田委員長 私は全部盛り込まれていると思うんだけど、整理したやつの中に全部含んでくるよね。小高委員。

○小高委員 分かりました。一つ思ったのは、大変まとめていただいて、各種契約の中身なんかまとめていただいたんですけども、この方針案の中に入っている改善案というのは、ガイドラインというものをつくるに当たってきちんとこうせよということをうたっている。志賀委員から頂いた資料だと、ここに問題があるよという指摘を結構たくさん入れてもらっていると。だから、どっちがということではなしに、ここにこういう問題点があるからこういう改善が必要になるんだよというあたりをくっつけてまとめていくというか、その都度そういう作業が必要になるのかなということでお聞きしました。

○鎌田委員長 そうすると、その事由の部分をもうちよっと煮詰めていったほうがいいということなんですか。詳細にということですか。

○小高委員 そのほうが当局としてもこの改善はこういう目的なんだよというのが分かりやすいかなということです。

○鎌田委員長 分かりました。土見委員はどうですか。

○土見委員 このガイドブックをご説明いただいて、やはり我々議員目線というか、議員に対して読みやすいものだなというふうに感じていました。ただ、さっき志賀委員からご説明いただいたときに分かったと思うんですけども、実はこのガイドブックと改善案で、ガイドブックに載っているけども改善案に載っていないものとか、その逆もあったりして、まだ内容が必ずしも要点が合致しているという状況ではないというのが分かりました。あと、どうしても傾向としてガイドブックのほうが我々が見て分かりやすいようにということがあるので、説明が非常に丁寧にされているということで、それを言い換えると、実は改善案としての論点が若干分かりづらくなっているところがあるかなと思います。なので、今後としては、僕としては皆さんのご意見次第のところはあるんですけども、このガイドブックというものをしっかり煮詰めていった上で、そこの部分の改善案として提言した部分をこっちの改善案にしっかり落とし込んで、こっちの案を当局に渡してガイドブックの改善をしてもらうという必要があるのかなと思います。そうやって煮詰めていったやつは我々の手元に置いて、契約案件を審議する際の参考書というかガイドブックとして活用させてもらうという形がいいのかなと感じております。

○鎌田委員長 ほかがございますか。

そうすると、今志賀委員から説明していただきましたが、ほぼこの今後の方針案に入っていると。ただし、意見としては、この理由の部分、これをもうちょっと詳しくこれを利用して入れたらいいんじゃないかということですよね、一つはね。

それから、土見委員についても、どうなんですかね、ほぼ入れているということなんですかね。何かいまちょっと分かりづらかったけども。

○土見委員 委員長からご説明いただいた改善案に若干漏れ抜けている部分、例えば、分かりやすいところだと、1ページの発注事業の公告方法とその期間というところの2番目、掲示板にまとめて掲載するなんていうところは改善案には入っていないので。

○鎌田委員長 まとめてというのが入っていないということは、このガイドブックに入っていないということ。

○土見委員 ガイドブックに入っているんだけど、改善案には入っていないというのが何か所

があるんですよ。なので……

○鎌田委員長 それは何ですか。そこ指摘してもう入れちゃったほうがいいよね。

○土見委員 今々全部指摘するのはあれなんですけど、今例として挙げたのはガイドブックの1ページの右ぼち、発注事業の公告方法とその期間の丸の2つ目、掲示板にまとめて掲載するなんていう話は改善案には入っていないですよ。

○鎌田委員長 掲示板というのはホームページを言っているんじゃないの。

○土見委員 いや、じゃなくて、（「市役所の前の掲示板」の声あり）現物のリアルな。

○鎌田委員長 じゃあ、プラスして掲示板ね。

○土見委員 というふうに、何か所か出てくるので、まず要点を合わせるところからスタートします。その上で、ただガイドブックはもっと多分少しでも詳しくなるし、あとはガイドブックは事例は多いんですけども、改善案もしくは議員として見なきゃいけないチェックポイントみたいなどころまでもう少し落とし込んだほうがいいのかなと。なので、その辺りを詳しくした上で、こっちのリストにそれを転記して当局に出すという形がいいのかなと思っています。

○鎌田委員長 そうすると、分かりやすく言えばガイドブックを今後の方針のこの改善案に盛り込んでいくと。

○土見委員 そうですね、ガイドブックをもう少し充実させた上で、改善案に……

○鎌田委員長 盛り込む必要があれば盛り込むと。

○土見委員 改善案に要点を盛り込んで当局に出すという形がいいと思います。

○鎌田委員長 分かりました。そうすると、今2点出されたんですね。ガイドブックを利用して、この理由の欄をもうちょっと充実させるということと、（不規則発言あり）話聞いていただけますか。この理由をいわゆる充実させていくということと、それからこのガイドブックを利用して、この改善案で記載されていない部分について盛り込んでいくということですね。

（「こっちにもあると思うよ」の声あり）えっ。（「これはこれで改善案を……」「準備したときに」の声あり）私的に話すのはやめてください。じゃあ、小高委員。

○小高委員 どっちに盛り込むかという話だけではないのかなと思っています、今後の方針の1番の、まず当局に全般のガイドライン、あるいは、手順書というものを作ってもらおうと、ここが大体全体的にそういう流れになっているのかなと思うんですけども、その上で、じゃあ対当局と対議会議員というところでのお話なんだろうと思うんです。なので、例えば、どっち

かにまとめて一本でそれではい終わりということではなくて、この改善案なら改善案の中で足りないものをガイドブックから入れていく、融合、成立させていく。それはじゃあ当局に対して出して、これを踏まえてきちんとしたガイドラインをつくってくださいと。私たちとしてはこのガイドブックの中でチェックすべき項目というのは、抜けているものをもうちょっと充実させていくことで、基本的な部分を一致させた上で2つのものをつくると。対当局と議会用ということでのガイドブック、あと改善案というまとめ方がいいのかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○鎌田委員長 何かよく分からないな。（「じゃあ、いいですか」の声あり）はい。

○土見委員 僕も多分小高委員と同じ意見だと思うんですけども、基本としてはこの改善案のリストに追記して出すという形でいいと思います。ただ、ガイドブックの中からこのリストに抜けているものを追記するというだけでは不足があるので、まずはこのガイドブックの内容を一回ちょっともんで厚くした上で、その中からこのリストに理由なり、あとは特に改善案の部分、この部分を転記して出すという形がいいと思います。なので、まず一番最初にやるべきこととしては、ガイドブックというのをもう少し内容を充実させていくと。その上で、それがある程度終わった段階で、当局のガイドラインの改善点として挙げるべきところをこっちに転記して当局に出すと、それが一つこういう形の流れがいいのかと思っています。

○鎌田委員長 なに、そうすると、ガイドブックを充実させるということだね。

○土見委員 そうですね、僕としては。

○鎌田委員長 そして、この中身を改善案やら、小高委員の意見も言え、この理由の中に盛り込んでいく、追記していくと。ということは、なに、そうするとガイドブックはみんなで作るということなのね、今、これを基に。土見委員。

○土見委員 そうですね、ガイドブック、これは、なので僕ともしかしたら小高委員そうなのかもしれないですけども、これは最終的には議員の手元に置く議員用のガイドブックになるかと思っています。ただ、そうすると結局改善案として提言するものに、過剰な反応になってしまうところがあるので、ガイドブックをそのまま先方に渡すのではなくて、ここから改善してほしい点、それからどのように改善していくか、あと理由という部分だけをリストに転記して当局に出すというのがいいと思います。

○鎌田委員長 そうすると、この志賀委員が作ったガイドブックは、いわゆる我々の勉強用とチェック用ということですね。なおかつ、今回これの中身を改善案と理由の中に必要項目は盛

り込むということですかね。また違うんですか。

○志賀委員 後ろのフローチャート、これが完全ではないので、（「そうなんですね」の声あり）事務局にしっかりとまとめてもらえればいいのかという提案なんです。

○鎌田委員長 分かりました。

じゃあ、時間も時間になってきたので、とりあえずは今日の分の話をまとめて、次はそれで進みたいと思うんですが、まずそこはいいですかね、時間。まずね。

それから、もう一点は、先ほど言った次についてはこのガイドブック、これを細かくみんなで審議していくと。審議した内容については、今後の方針案のこの中身に追記していくという形にしたいと思うんですけども、いいですかね、そういうこと。（「フローチャートをちゃんと手直ししてもらわないと」の声あり）

フローチャートについては、事務局からお願いして調べていただくと。間違いがあれば訂正いただくという形で、その3点になりますけども、よろしいですかね。（「はい」の声あり）

じゃあ、本日長時間にわたって審議いただきました。審議に志賀委員から提出された塩竈市契約業務ガイドブック、これを説明していただきましたが、この内容をもう少し皆さんで審議する必要があるという意見が出ましたので、そういうふうにしたいと思います。これについてはまずご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

審議した内容については、今後の方針案で3者でまとめさせていただいた総務教育常任委員会契約事務に関する改善案、これに盛り込んでいくと、不足部分については追記していくということで、2点目はよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

3番目として、このガイドブックの中のそれぞれの契約形態についてフローチャートがありますが、これについてのこのフローチャートのチェックを事務局でしていただくということで皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ということで、3点決めさせていただきました。次回の総務教育常任委員会については、このガイドブックを中心に審議していきたいと思います。（「委員長、休憩いいですか」の声あり）そうですか。

じゃあ、ちょっと休憩を取らせていただきます。暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後0時02分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次回の会合の内容についてお諮りいたします。

1点は、志賀委員から提出された塩竈市契約業務ガイドブック、これの見直しを行います。

2つ目といたしまして、この見直しが終わった後の内容について、総務教育常任委員会契約事務に関する改善案の中に盛り込んでいく、追記していくということが2点です。

3番目としては、ガイドブックの中のフローチャート部分、これを事務局にチェックいただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次回の会合といたしましては、協議会がございますのでその後の日程になるかと思えます。今から調査していただくことについての期間もありますので、そういったことを見合せて委員長、副委員長で決めさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上で本日の会議は終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

午後0時04分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌 田 礼 二